



お知らせ

■育苗などで大量の水道水を使用する皆さんへ

下水道使用料は上水道の使用水量などを基に計算しています。

育苗などで短期間、下水道施設に流れない水道水を大量に使用するときは、申告により減額できる場合があります。使用月の翌月7日までに汚水量申告書により申告してください。申告書には毎月 of 検針のお知らせに掲載されている使用水量を基に、下水道施設へ流した水量・流さない水量、その算出根拠を記載してください。

※水量の目安：1立方メートル＝蛇口を全開にして1時間流した水量

浄化槽を使用している場合は、下水道使用料が定額のため申告対象外となります。

日頃から下水道施設に流れない水道水を使用している場合、メーター（個人設置）で水量を把握することで減額になります。

【問い合わせ・申請】 ☎ 下水道課（☎内線552）、☎ 建設係（☎☎内線156、☎☎内線244、☎☎内線342）

■婦人相談・女性弁護士相談（花巻市委託事業）

女性が抱えるさまざまな悩みや心配事をお聞きます。

①婦人相談

【日時】 毎日（祝日・年末年始を除く）、午前10時～午後3時

【対応者】 花巻ママハウスの女性相談員 ※ご利用前に下記へご連絡ください

②女性弁護士相談

【日時】 毎月第3月曜日、午後1時30分～3時30分

【対応者】 専門の女性弁護士 ※相談は30分。事前の予約が必要です

①②共通

【会場】 花巻ママハウス（上小舟渡272-1 伊藤住宅8号棟）

【問い合わせ・②の予約】 同上（☎29-6800）

■市民団体活動を応援します

市民団体などが自主的に実施する公益的な活動を支援します。

【対象団体】 市内を拠点に活動する市民活動団体など、共通の目的を持った市民で構成する団体

【対象事業】 市民団体などが自ら実施し、市内の広い範囲に受益が及ぶもので、新たに取り組む営利を目的としない事業

【補助金額】 補助対象経費の3分の2以内（限度額30万円）

※1団体につき1事業です。政治・宗教・営利団体の活動や他の補助金などを受けて行う事業は対象になりません

【申請期限】 平成30年1月31日（水）

※先着順で審査・決定し、採択された事業の補助金総額が本事業の予算額に達した時点で締め切ります。申請方法など詳しくは下記へ
 【問い合わせ・申請】 ☎ 地域づくり課（☎内線457）

■コミュニティFMラジオに参加しませんか

①花巻市民の歌

「花巻市民の歌」を歌唱または演奏する団体を募集しています。団体の活動紹介も併せて放送します。

【放送時間】 ▶月～金曜日…午前6時 ▶土・日曜日…午前6時54分

②市民伝言板

市民サークルなど、非営利の活動をしている個人・団体の行事などの告知に利用できます。放送はエフエムワンのパーソナリティが行います。

【放送時間】 ▶月～金曜日…午前7時22分～7時30分の時間内および午後6時30分～44分の時間内 ▶土・日曜日…午後8時45分～8時54分の時間内

※行政番組「花巻インフォメーション」内で放送しています

①②共通

【問い合わせ・申し込み】 ☎ 秘書政策課（☎内線440）

■市役所本庁 窓口時間延長業務を縮小

市役所本庁では毎週木曜日（祝日を除く）に、午後6時30分まで窓口業務を延長しています。

下記部署は窓口延長時間内の来庁者が少ないため、4月27日で窓口延長を中止します。開庁時間外に手続きを希望する場合は事前にご連絡ください。

【窓口延長を中止する部署】 地域福祉課（※）、長寿福祉課、障がい福祉課

※窓口延長中止後、児童手当関係の手続きは市民登録課で受け付けします（窓口延長時間内のみ）

【問い合わせ】 ☎ 人事課（☎内線415）

■湯のまちホット交流サービス

高齢者の健康増進と交流を図るため、温泉施設などでの入湯や休憩を提供する「湯のまちホット交流サービス事業」を実施しています。【利用対象】 60歳以上の市民で構成する4人以上の団体

利用可能な温泉施設や利用方法などは、☎長寿福祉課、☎健康福祉係などに備え付けているパンフレットをご覧ください。

※利用者を送迎する運転手や入浴を介助する人も利用対象となる場合があります。詳しくは下記へ

【問い合わせ】 ☎ 長寿福祉課（☎内線515）

■4月は全県一斉ニホンジカ有害捕獲強化期間

農林業被害などの軽減と拡大抑制のため、岩手県全域で猟銃やわなによるニホンジカの捕獲が集中的に行われます。山に入る場合は、明るい服装を心掛け、捕獲用のわなに触れないように注意してください。

【問い合わせ】 農村林務課（☎24-2111内線6278）、☎ 産業係（☎☎内線164、☎☎内線240、☎☎内線325）

■東北財務局盛岡財務事務所からのお知らせ

①多重債務相談窓口

借金を抱え、悩んでいる人からの相談に応えます。

【相談窓口】 盛岡合同庁舎4階 【受付日時】 月～金曜日の午前8時30分～午後4時30分

※電話での相談は、専用電話（☎019-622-1637）へ

【問い合わせ】 東北財務局盛岡財務事務所（☎019-625-3353）

②無料出前講座

地域のコミュニティ活動や各種団体の勉強会などに伺い、出前講座を行っています。

【講座内容】 ▶振り込め詐欺や還付金詐欺、ヤミ金融などの手口と対策 ▶多重債務に陥らないために など

【問い合わせ】 東北財務局 盛岡財務事務所（☎019-622-1637）

■戦後、引き揚げ者から保管した証券類をお返しします

税関では、戦後、海外からの引き揚げ者から預かった約86万件の証券類を保管しています。この証券類を本人や家族からの返還請求により、お返しします。

【保管している証券類】

▶上陸地の税関・海運局に預けられた通貨・証券

▶帰国前に樺太、満州にあった在外公館や日本人自治会に預けられた通貨・証券などのうち日本に返還されたもの

【問い合わせ】 函館税関大船渡税関支署（☎0192-26-2326）

■空間放射線量測定結果

【測定結果（3月9日（木）～27日（月）分】（単位：マイクロシーベルト／時）

①市役所新館前…0.03～0.04

②田瀬振興センター…0.05～0.07

※指標を大幅に下回っています

【問い合わせ】 ☎ 防災危機管理課（☎内線476）

■身体障がい者補助犬育成事業

県では、身体に障がいのある人の自立と社会参加を促進するため、補助犬育成事業を行っています。

給付を受けるためには一定の要件があります（重度の障がいがあり、補助犬の世話および共同訓練ができるなど）。補助犬をパートナーとしてご希望の場合は、下記までご相談ください。

【相談期限】 5月1日（月）

【問い合わせ】 ☎ 障がい福祉課（☎内線517）

■無料相談をご利用ください

法律や人権、行政、多重債務などの無料相談会を年間を通して開催しています。日程や会場などは「広報はなまき」で随時お知らせしますので、ご利用ください。

●実施している相談会と内容

▶弁護士法律相談会（予約必要） 法律に関する相談全般

▶司法書士法律相談会（予約必要） 相続・贈与、不動産登記、少額訴訟手続き、金銭貸借問題など法律（民事）に関する相談全般

▶行政書士法律相談会（予約必要） 相続、遺言、会社・法人設立、農地転用・建設業など官庁の許認可、内容証明郵便、出入国手続きなどの相談

▶消費者救済資金貸付相談会（予約必要）

相談名	実施日	時間	会場	申込開始日
弁護士法律相談	4月5日（水）	10:00～15:00	市民生活総合相談センター（本庁新館1階）	4月4日（火）
司法書士法律相談	4月12日（水）	13:30～15:30		4月5日（水）
弁護士法律相談	4月19日（水）	10:00～15:00		4月18日（火）
消費者救済資金貸付相談	4月20日（木）	13:00～17:00		4月13日（木）
市民生活（人権・行政）相談	4月14日（金）	10:00～12:00	市民生活総合相談センター（本庁新館1階）	申し込みは不要です
			大迫総合支所第2会議室	
			石鳥谷総合支所1階委員会室 東和総合支所第3会議室	

●申し込みが必要な相談には定員があります（先着順・定員になりしだい締め切り）。申し込みは、申込開始日の午前8時30分から相談日前日まで電話で同相談センターへ

●書類作成に係る個別・具体的な相談は受けておりません

■みんなできれいに

①春の大掃除

普段の掃除などでは行き届かない場所を重点的に清掃しましょう。【実施期間】 4月10日（月）～14日（金）

②市民総参加早朝一斉清掃

みんなで協力して公共の場所をきれいにしましょう。

【日時】 4月16日（日）、午前6時

①②共通

【問い合わせ】 ☎ 生活環境課（☎内線267）、☎ 市民生活係（☎☎内線147、☎☎内線221、☎☎内線235）

多重債務問題の解決を目的とした貸し付けなどの相談

▶市民生活相談会（人権）（予約不要） 家庭内問題、近隣との争い事、結婚・離婚の強要や妨害、配偶者による暴力、名誉・信用を傷つけられたなどの人権に関わる相談

▶市民生活相談会（行政）（予約不要） 国の行政機関などのサービスや手続きについての苦情、要望、意見、疑問など行政に関わる相談

※上記の相談会以外にも、相談員が随時相談を受け付けています。また、悪質商法にだまされなかったための出前講座も行っています。詳しくは下記へ

【問い合わせ・申し込み】 ☎ 市民生活総合相談センター（☎内線459）